

## 報告事項No. 5

### 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

#### 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	被害者	事件の概要
1	教育委員会	7. 9. 11	円 592,834	幸区在住者	平成26年6月30日、市立学校の廊下で、視覚障害者体験学習中、被害者が、アイマスクを着けて、他の児童に誘導されて歩行していたところ、他の児童が手を離したため、ロッカーに接触し、負傷したもの